

## 河内町告示第 25 号

令和 2 年第 2 回（5 月）河内町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 4 月 30 日

河内町長 雑 賀 正 光

1. 期 日 令和 2 年 5 月 7 日
2. 場 所 河内町議会議場
3. 事 件
  - ・ 専決処分の承認を求めることについて  
（河内町税条例等の一部を改正する条例）
  - ・ 専決処分の承認を求めることについて  
（令和元年度河内町一般会計補正予算（第 7 号））
  - ・ 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例
  - ・ 河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
  - ・ 令和 2 年度河内町一般会計補正予算（第 1 号）
  - ・ 令和 2 年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和2年第2回  
河内町議会臨時会会議録

---

令和2年5月7日 午前10時02分開会

---

1. 出席議員 12名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	服部	隆君
5番	高橋	稔君	6番	小更	雅之君
7番	諸岡	周示君	8番	牧山	龍雄君
9番	野澤	良治君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町	長	雑賀	正光君
副町	長	藤井	俊一君
総務課長兼秘書広聴課長		諏訪	洋一君
企画財政課長		北澤	雅志君
教	育	大野	繁君
町民課	長	石山	茂樹君
税務課	長	伊藤	英樹君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

1. 会議録署名議員

6番 小更 雅之君  
7番 諸岡 周示君

1. 議事日程

---

## 議 事 日 程

令和2年5月7日（木曜日）

午前10時02分開会

### 議事日程

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 議員提出議案第1号 河内町議会の議員の費用弁償等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程4. 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(河内町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程5. 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和元年度河内町一般会計補正予算(第7号))
- 日程6. 議案第1号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程7. 議案第2号 河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程8. 議案第3号 令和2年度河内町一般会計補正予算(第1号)
- 日程9. 議案第4号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 会議録署名議員の指名について
- 日程2. 会期の件について
- 日程3. 議員提出議案第1号
- 日程4. 報告第1号
- 日程5. 報告第2号
- 日程6. 議案第1号
- 日程7. 議案第2号
- 日程8. 議案第3号
- 日程9. 議案第4号

---

午前10時02分開会

○議長（服部 隆君） おはようございます。ただいまより、令和2年第2回河内町議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（服部 隆君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろ

しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） それでは、

6番 小 更 雅 之 君

7番 諸 岡 周 示 君

両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

---

○議長（服部 隆君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日5月7日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月7日の1日と決定いたしました。

なお、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、御了承くださるようお願いいたします。

---

○議長（服部 隆君） 日程3、議員提出議案第1号 河内町議会の議員の費用弁償等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

9番野澤良治君。

〔9番野澤良治君登壇〕

○9番（野澤良治君） 河内町議会の委員の費用弁償等の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染増加により、緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、本県においては特定警戒都道府県に位置づけられました。さらには、感染者数は減少傾向にあるものの、減少率は期待されたものではなく、また、医療崩壊の懸念も続いていることを踏まえ、緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されました。外出自粛並びに休校の要請等により、人と人との接触削減が求められているこの困難というべき事態を乗り越えるため、国民が一丸となって取り組んでいくためのものです。

いまだ終息の兆しが見えず、町民各位には悪影響が広がり、御不便と御辛抱をおかけしているところであり、政府は10万円の一律給付等の緊急経済対策を成立させ、当町においてもこれを含め、新型コロナ対策に要する経費が今回の一般会計補正予算案に盛り込まれているようですが、当議会においても新型コロナウイルスによる災厄により影響を受けている町民の支援対策に充ててもらおうべく、議員報酬を6月から12月並びに6月期及び12月

期の期末手当の15%減額を提案するものです。

本趣旨を御理解の上、委員各位の御賛同を賜りたくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

議員提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 河内町議会の議員の費用弁償等の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程4から日程9の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） それでは、令和2年第2回河内町議会臨時会提出案件の提案理由を御説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（河内町条例等の一部を改正する条例）を御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されることに伴い、専決処分により河内町税条例等の一部を改正したもので、報告し承認を求めます。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度河内町一般会計補正予算（第7号））補正について御説明申し上げます。

本件は、令和元年度河内町一般会計補正予算（第7号）でありまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分したので、報告し承認を求めます。

議案第1号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び議案第2号 河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等のうち給与所得者に限り傷病

手当金を支給するため、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に8億9,007万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億8,258万2,000円とするものであります。

議案第4号 令和2年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,111万9,000円とするものであります。

以上、報告2件及び議案4件について、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

---

○議長（服部 隆君） 日程4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号 河内町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤英樹君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（河内町税条例等の一部を改正する条例）の概要を御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、河内町税条例等の一部を改正したものです。

主な改正点は、個人住民税においては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しであります。これまで同じひとり親であっても、離婚・死別・婚姻歴や性別により控除額が違うなど扱いが異なっていましたが、今回の改正により全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援が適用されます。

固定資産税においては、所有者不明土地等に係る固定資産税について所有者が明らかとならない場合には、使用者に対して通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことができるとされました。

たばこ税においては、紙巻きたばこに類似したリトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、たばこ税と同等の税負担となるよう、令和2年10月、令和3年10月の2段階で最低税率の引上げを設定するものであります。

そのほか平成から令和に変更となった元号改正による字句等を改めるとともに、移動が生じた引用条項を整理することなどによるものです。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

報告第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第2号 河内町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程5、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度河内町一般会計補正予算（第7号））の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和元年度河内町一般会計補正予算でありまして、既定の予算額から1億6,067万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億3,924万9,000円としたものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしまして8ページを御覧ください。

地方交付税を実績に合わせ4,498万8,000円を計上、その他各種交付金等につきましても、実績に合わせ補正したものでございます。

また、9ページを御覧ください。

ふるさと寄附金につきましては、寄附額の減少により1億2,586万円を減額したものでございます。

歳出の主なものといたしまして、11ページを御覧ください。

防災費につきましては、防災無線デジタル化整備事業が3カ年の継続事業となっており、令和元年度事業は、平成30年度からの逡次繰越しとなったため、1億3,997万円を減額、その他各目につきましては、事業実績に合わせ補正したものでございます。

戻りまして4ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費補正につきましては、農林水産業費及び教育費の2事業の完了が令和2年度と見込まれるため、1億108万5,000円を追加したものであり、5ページを御覧ください。

第3表の地方債補正につきましては、災害援護資金貸付事業の見込みがないことや、防災行政無線デジタル化整備事業費の減額により廃止したものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

報告第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

報告第2号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第3号 令和元年度河内町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり承認することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程6、議案第1号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第1号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について御説明いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の一つとして、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことを受け、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する条例を定める必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容としましては、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限り、その療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するものです。

支給期間につきましては、支給を始めた日から起算して1年6月を限度とし、支給額につきましては、1日につき、直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額でございます。

この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用です。



以上でございます。

○議長（服部 隆君）御苦労さまでした。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程7、議案第2号 河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第2号 河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給につきまして、後期高齢者医療におきましても、国民健康保険と同様の改正があり、町で傷病手当金の支給に関する申請の提出の受付ができるようにするための本条例の一部を改正するものであります。

この条例は公布の日から施行します。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 日程8、議案第3号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長(北澤雅志君) 議案第3号 令和2年度河内町一般会計補正予算(第1号)の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度河内町一般会計補正予算でありまして、当初予算の額に8億9,007万円を追加し、予算総額を53億8,258万2,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策関連予算となっております。

歳入の主なものといたしまして、5ページを御覧ください。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもので、特別定額給付金事業に8億7,524万8,000円を計上、また、子育て世帯への臨時特別給付金事業に750万円を計上いたしました。

繰越金は、本補正予算の財源調整のため、500万6,000円を増額計上するものでございます。

歳出の主なものといたしまして、6ページを御覧ください。

議会費につきましては、議員報酬及び期末手当を15%(7カ月間)削減し、518万7,000円を減額、また、新型コロナウイルス感染症対策費として総務費の総務管理費につきましては、特別定額給付金8億7,040万円を計上いたしました。

7ページを御覧ください。

民生費の児童福祉費につきましても、子育て世帯への臨時特別給付金678万円を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長(服部 隆君) 御苦労さまでした。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部 隆君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和2年度河内町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 9、議案第 4 号 令和 2 年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第 4 号 令和 2 年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

本件は、令和 2 年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、当初予算の額に 300 万円を追加し、予算の総額を 11 億 6,111 万 9,000 円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入といたしまして、県支出金 300 万円を増額計上するものであります。

歳出といたしましては、保険給付費の傷病手当金 300 万円を増額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第 4 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 4 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 令和 2 年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これにて令和 2 年第 2 回河内町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前 10 時 26 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署名議員

署名議員